

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 28 年 7 月 28 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500460号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600014号

第1 結論

昭和49年4月から昭和50年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年4月から昭和50年2月まで

私は、株式会社Aを退職した後、B事業所に就職したが、1年間共済に加入させてもらえなかったため、昭和49年4月頃に、C町D支所の窓口で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、定期的にD支所の窓口又はE郵便局で納付していたはずである。請求期間について、国民年金に未加入とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和49年4月頃にC町D支所の窓口において国民年金の加入手続を行ったと主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、請求者には、二つの記号番号が払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿の記載内容及び請求者の記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、一つ目の記号番号(*)は、昭和50年8月頃にC町において払い出され、二つ目の記号番号(*)は、昭和58年1月頃にF市において払い出されたとそれぞれ推認できる。これらのことから、請求者は、昭和50年8月頃にC町及び昭和58年1月頃にF市において、それぞれ国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、昭和49年4月頃に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と相違する。

また、請求者に係るC町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)には、一つ目の記号番号における最初の国民年金被保険者の資格取得日は昭和50年8月1日、資格喪失日は昭和51年10月16日と記載され、請求者が所持する年金手帳では、二つ目の記号番号における最初の資格取得日は昭和58年1月25日であることが確認でき、これらの資格記録はオンライン記録と一致していることから、請求期間については、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索を行った結果、請求期間の国民年金保険料を納付するための前提となる別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、口頭意見陳述を実施したが、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500337 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600044 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社(D)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のF社(G支店)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のH事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、請求者のI社又はJ事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑧について、請求者のK事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑨について、請求者のF社(本社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月頃から昭和 59 年 8 月頃まで
② 昭和 60 年頃から昭和 62 年頃まで
③ 昭和 60 年頃から昭和 62 年頃まで
④ 平成 6 年 3 月頃から平成 10 年 3 月頃まで
⑤ 平成 10 年 5 月頃から平成 13 年 2 月頃まで
⑥ 平成 13 年 3 月 1 日から平成 15 年 10 月 31 日まで
⑦ 平成 16 年 1 月頃から平成 20 年 3 月頃まで

⑧ 平成20年4月頃から平成21年9月頃まで

⑨ 平成21年9月頃から同年10月頃まで

A事業所に勤務した請求期間①、B社に勤務した請求期間②、C社(D)に勤務した請求期間③、E社に勤務した請求期間④、F社(G支店)に勤務した請求期間⑤、H事業所に勤務した請求期間⑥、I社又はJ事業所に勤務した請求期間⑦、K事業所に勤務した請求期間⑧及びF社(本社)に勤務した請求期間⑨について、厚生年金保険の加入記録がない。各事業所において、社会保険に加入していたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が年金記録訂正請求書(以下「訂正請求書」という。)に、事業所名称をA事業所、所在地をL線M駅前と記載しているところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、N県M市において、A事業所又はO社の名称の事業所記録は見当たらない。

また、N県M市を管轄する法務局において、A事業所又はO社という名称の商業登記は確認できず、訂正請求書に記載された事業所を特定することができないほか、請求者の同事業所における雇用保険の加入記録も確認できないことから、請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間②について、オンライン記録によると、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主は請求者を覚えていない上、請求者の同社における雇用保険の加入記録も確認できないことから、請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、請求期間②において、健康保険被保険者証の番号に欠番はなく、請求者の被保険者記録も見当たらない。

請求期間③について、請求者が訂正請求書に、事業所名称をC社(D)と記載しているところ、C社の事業主は、当該期間においてDという名称の店舗を経営していたが、請求者が同社で勤務していたかは不明と回答している上、請求者の同社における雇用保険の加入記録も確認できないことから、請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、請求期間③において、健康保険被保険者証の番号に欠番はなく、請求者の被保険者記録も見当たらない。

請求期間④について、請求者のE社における雇用保険の加入記録は、平成5年11月16日から平成6年3月15日までであり、請求者の同社における厚生年金保険の被保険者記録と符合しており、請求者の請求期間④における勤務を確認することができない。

また、E社の担当者は、請求者は、同社が展開する店舗であるPのQ店において、平成6年3月16日まで勤務していた記録が確認できるが、それ以外のことは分からない旨陳述していることから、請求者が訂正請求書に記載したE社の所在地であるR県S市Tにおける勤務実態

及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間⑤及び⑨について、請求者が訂正請求書に、事業所名称をF社、所在地をU駅前ビルと記載しているところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、R県U市において、F社又はV社の名称の事業所記録は見当たらない。

また、R県U市を管轄する法務局において、F社又はV社という名称の商業登記は確認できず、訂正請求書に記載された事業所を特定することができないほか、請求者の同事業所における雇用保険の加入記録も確認できないことから、請求者の同社G支店及び同社本社に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間⑥について、請求者が訂正請求書に、事業所名称をH事業所、所在地をW駅前と記載しているところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、N県X市において、同事業所の名称の事業所記録は見当たらない。

また、N県X市を管轄する法務局において、H事業所という名称の商業登記は確認できず、訂正請求書に記載された事業所を特定することができないほか、請求者の同事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、請求者は、訂正請求書において、H事業所の事業主名としてY社の創立者、現責任者及びZ駅の電話番号を記載していることから、Y社及びZ駅に照会したが、同社及び同駅の担当者は、H事業所を経営したという資料は確認できない旨陳述しており、請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間⑦について、請求者が訂正請求書に、事業所名称をI社又はJ事業所、所在地をN県a市b通り手前と記載し、また、I社本社(c)と記載しているところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、N県a市及びR県d市において、I社及びJ事業所の名称の事業所記録は見当たらない。

また、N県a市及びR県d市を管轄する法務局において、請求期間⑦にI社及びJ事業所という名称の商業登記は確認できず、訂正請求書に記載された事業所を特定することができないほか、請求者のI社及びJ事業所における雇用保険の加入記録も確認できない上、請求者は、当該期間の一部において、e社で雇用保険に加入していることが確認できる。

さらに、f社の担当者は、請求期間⑦の時期において、c駅にI社はない旨陳述していることから、請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間⑧について、請求者が訂正請求書に、事業所名称をK事業所、所在地をg駅横ビルと記載しているところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、N県a市において、同事業所の名称の事業所記録は見当たらない。

また、N県a市を管轄する法務局において、K事業所という名称の商業登記は確認できず、訂正請求書に記載された事業所を特定することができないほか、請求者の同事業所における雇用保険の加入記録も確認できない上、請求者は、請求期間⑧の一部において、e社で雇用保険に加入しており、請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑨までにおける厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500167 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (脱) 第 1600002 号

第1 結論

昭和 33 年 9 月 1 日から昭和 37 年 2 月 1 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から昭和 37 年 2 月 1 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録において、A社(厚生年金保険適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B社。以下「B社」という。)及びC社については、脱退手当金の支給を受けた記録となっているが、私は、C社退職後に失業保険の支給を受けたが、脱退手当金の支給は受けていない。また、D社で脱退手当金の支給を受けた同僚が私に、会社に2年以上勤務していれば脱退手当金の支給を受けられると話してくれたことを思い出したが、私は、2年以上勤務した事業所はなく、脱退手当金を申請できるとは思っていなかったのので、私の請求期間に係る脱退手当金の記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、B社及びC社に係る脱退手当金の支給は受けていないと主張しているが、厚生年金保険記号番号払出簿及び両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、両社の被保険者記録は、B社で被保険者資格を取得する際に払い出された厚生年金保険記号番号(以下「年金番号①」という。)で管理されていることが確認できることから、脱退手当金の裁定において両社が漏れるとは考え難い。

また、請求者は、D社の同僚から、2年以上勤務していれば脱退手当金がもらえると聞いたが、自身は、2年以上勤務した会社はなかったのので、脱退手当金の申請はできるとは思っていなかったとする旨の主張をしているが、当該同僚は、2年以上厚生年金保険に加入していれば脱退手当金をもらえることは知らなかった旨陳述していることに加え、請求者の過去の総務省年金記録確認第三者委員会への確認申立書(平成 23 年 7 月 12 日及び平成 24 年 4 月 6 日年金事務所受付)では、「(C社の)経理事務員から2年以上勤務した人は脱退手当金制度があるので被保険者からA社とC社を合(わ)せた被保険者証を預かったのでもらおうと思うならもらえる

という説明があった。」と記載しており、請求者の請求理由が変遷していることから判断すると、請求者の主張に信憑性があるとは認められない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、請求者の脱退手当金に関する記録については、当初、B社、C社、D社及びE社において、脱退手当金が支給された記録となっていたが、社会保険審査会の裁決（平成11年4月30日付け）によって、請求者が脱退手当金の支給を受けていないと申し立てたD社及びE社について、脱退手当金の支給を受けていない記録として訂正され、同審査会の裁決書によると、請求者の基礎年金番号登録前のオンライン記録において、脱退手当金に係る支給原簿は、B社で払い出された年金番号①のみに作成され、D社で払い出された厚生年金保険記号番号（以下「年金番号②」という。）及びE社で払い出された厚生年金保険記号番号（以下「年金番号③」という。）に脱退手当金に係る支給原簿が存在しないことを挙げ、支給原簿の記録と被保険者原簿の被保険者期間（年金番号を含めて）の記録との不一致が著しく、不一致を生じた理由が明確ではないとしている。

これについては、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び事業所別被保険者名簿を見ると、年金番号②は、脱退手当金の支給日（昭和40年12月21日）より前に年金番号①に統合され重複取消されていることが確認できるが、当初オンライン記録上、年金番号②が年金番号①と別に管理され重複取消されていないこと、また、年金番号③も年金番号①及び年金番号②とは別の年金番号として管理されていたこと、及び年金番号③の生年月日が相違していたことに加え氏名が空欄であったことから、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び事業所別被保険者名簿の記録が社会保険オンラインシステムへ切り替えられた際にオンライン記録に反映されていないことが主な原因と考えられる。